

気象警報等発令時の措置について

1 授業（「学校行事」を含む）実施日の場合

午前7時現在、「明石市」に『大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪』のいずれかの特別警報または警報が発表されている場合には、登校を見合わせて自宅待機とする。

また、「明石市」を含む沿岸部に『大津波』・『津波』のいずれかの特別警報または警報が発表されている場合には、登校を見合わせて連絡がとれる状態にしておく。

なお、すでに登校している生徒は、校長の指示に従う

その後については、次のとおりとする。

- ① 午前10時現在、上記の警報が解除されている場合、SHRを実施し、第5校時より授業を行う。生徒は、午後1時登校とする。
- ② 午前10時現在、上記警報が継続されている場合、臨時休業とする。
- ③ 午前中授業日は、午前7時現在、上記の警報が発表されている場合、臨時休業とする。

➤ 明石市以外から登校する生徒について

「明石市」に警報が発表されず、居住地域及び通常の通学範囲に警報が発表されているときは、上記に準ずる。その際、授業については、公認欠席扱いとする。

2 定期考査日の場合

午前7時現在、「明石市」「神戸市」「加古川市」「播磨町」「稲美町」のいずれかに『大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪』のいずれかの特別警報または警報、または上記地域を含む沿岸部に『大津波』・『津波』のいずれかの特別警報または警報が発表されている場合には臨時休業とする。

その日の考査は、定期考査最終日の翌日（休日のときはその翌日）に実施する。

➤ 明石市・神戸市・加古川市・播磨町・稲美町以外から登校する生徒について

「明石市」「神戸市」「加古川市」「播磨町」「稲美町」に警報が発表されず、居住地域及び通常の通学範囲に警報が発表されているときは、上記に準ずる。その際、考査については、公認欠席扱いとする。